

平成30年度

定期監査結果報告書

高梁市監査委員



高市監第138号

平成31年(2019)3月26日

高梁市長	近藤隆則	様
高梁市議会議長	小林重樹	様
高梁市教育委員会教育長	小田幸伸	様
高梁市選挙管理委員会委員長	田中政一	様
高梁市農業委員会会長	仲山潔俊	様

高梁市監査委員 梅野 誠

高梁市監査委員 倉野 嗣雄

平成30年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により、その旨を通知願います。

目 次

平成30年度定期監査結果意見

第1 監査の期間等	1
1 監査の期間	1
2 監査の実施日及び対象	1
第2 監査の方法	3
第3 監査の結果	3
第4 監査の意見	4
1 総括的事項について	4
(1) 各監査における指摘事項の処理状況について	4
(2) 未収金の回収整理について	4
(3) 公共施設の適正配置とサービスの統一について	4
(4) 職員の健康管理について	4
(5) 物品購入、役務業務に係る契約事務について	4
(6) 指定管理者制度に係る事務執行について	5
(7) 補助金の適正な取り扱いについて	5
(8) 法令遵守と内部統制について	5
(9) 災害からの復旧と復興に向けて	5
2 個別事項について	6
市長直轄	7
総務部	7
産業経済部	8
市民生活部	10
健康福祉部	11
消防本部	12
国民健康保険成羽病院	12
会計（会計課）	12
教育委員会事務局	13

平成30年度定期監査意見

第1 監査の期間等

1 監査の期間

平成30年10月10日から平成31年3月26日まで

2 監査の実施日及び対象

平成30年11月7日から平成31年2月19日までの期間で、次の部署を対象に実施した。なお、次の部署以外については、各所管課実施時に書類審査のみ実施した。

実施日	対 象 部 署		
平成30年 11月7日	市民生活部	住もうよ高梁推進課	松原地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	高梁南・福地幼稚園
	教育委員会	学校教育課	高梁・松原・福地小学校・高梁中学校
		社会教育課	松原公民館
平成30年 11月9日	市民生活部	住もうよ高梁推進課	宇治・落合地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	落合児童館 宇治幼稚園
		福祉課	養護老人ホーム長寿園
	教育委員会	学校教育課	宇治・落合小学校 宇治高等学校
社会教育課		宇治・落合公民館	
平成30年 11月13日	市民生活部	住もうよ高梁推進課	津川・巨瀬・中井・高倉地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	巨瀬・中井幼稚園
	教育委員会	学校教育課	巨瀬・中井小学校
		社会教育課	津川・巨瀬・中井・高倉公民館
平成30年 11月14日	産業経済部	産業観光課	働く婦人の家・労働会館
	市民生活部	市民課	コミュニティプラザ
		住もうよ高梁推進課	玉川地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	子育て支援センター 玉川幼稚園
	教育委員会	学校教育課	適応指導教室（やすらぎ教室） 玉川小学校 松山高等学校
社会教育課		玉川公民館	
平成30年 11月16日	市民生活部	住もうよ高梁推進課	川面地域市民センター
	健康福祉部	こども未来課	高梁・落合幼稚園
	教育委員会	教育総務課	高梁学校給食センター
		学校教育課	高梁北中学校
		社会教育課	高梁中央・高梁・川面公民館
スポーツ振興課	高梁市民体育館 勤労青少年ホーム		
平成30年 11月20日	健康福祉部	福祉課	たかはし障害者総合相談センター
		こども未来課	高梁保育園 津川・川面幼稚園
	教育委員会	学校教育課	津川・川面小学校 高梁東中学校
		社会教育課	高梁郷土資料館

実施日	対 象 部 署	
平成 31 年 1 月 23 日	産 業 経 済 部	有害鳥獣対策室、産業観光課、建設課 岡山道 4 車線化推進室、まちづくり課
平成 31 年 1 月 29 日	産 業 経 済 部	農林課、上下水道課
	病 院	国民健康保険成羽病院
	農 業 委 員 会	農業委員会事務局
平成 31 年 1 月 31 日	教 育 委 員 会	教育総務課、学校教育課、社会教育課 スポーツ振興課、文化センター
平成 31 年 2 月 5 日	市 民 生 活 部	市民課、住もうよ高梁推進課、有漢地域局 成羽地域局
	議 会	議会事務局
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
平成 31 年 2 月 7 日	産 業 経 済 部	西部土木事務所
	市 民 生 活 部	環境課、川上地域局、備中地域局
平成 31 年 2 月 12 日	健 康 福 祉 部	健康づくり課、福祉課（社会福祉事務所） 介護保険課、医療連携課 老人ホーム・こども園開設準備室
平成 31 年 2 月 14 日	市 長 直 轄	秘書広報課（大学連携室、歴史まちづくり室）
	総 務 部	税務課
	健 康 福 祉 部	こども未来課
	消 防 本 部	消防総務課、予防課、警防課、消防署
	会 計	会計課
平成 31 年 2 月 19 日	市 長 直 轄	復興対策課
	総 務 部	総務課、理財課、監理課

第2 監査の方法

平成30年度高梁市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計について、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的であるかに主眼をおき実施した。

監査にあたっては、事前に各部署から必要な資料及び諸帳簿等の提出を求め、その資料に基づき、照合・検査（現金の実査を含む。）等を実施するとともに、関係課長等から事務事業の状況について説明を受け、聞き取りにより現状把握をした。

第3 監査の結果

監査した事務及び経営に係る事業の管理については、総括的には法令等に準拠し、総じて適正に処理されていると認められたが、一部については検討、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な処理に努められたい。

また、今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を総括的事項として、監査対象部署ごとに改善を必要とする点及び要望する点は個別事項として考察を加えたうえ、特記すべき事項については、次頁以降の「第4 監査の意見」のとおりとした。さらに、事務処理上、注意すべき点で軽易な事項などは、監査執行の際に、口頭で改善を促した。

なお、「第4 監査の意見」の「2 個別事項について」に記述した指摘事項に対して、改善措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において、確認する。早期改善に努められたい。

- ◆ 地方自治法第199条第12項…「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」

第4 監査の意見

1 総括的事項について

(1) 各監査における指摘事項の処理状況について

各監査における指摘事項について、改善済、取り組み中、検討中の事項があるが、検討中の事項については、関係部署との調整を図りながら、早急に改善されたい。

- ◆ 各監査における指摘事項とは、平成 29 年度定期監査・決算審査、平成 30 年度例月現金出納検査に基づく指摘事項・意見のことをいう。

(2) 未収金の回収整理について

平成 29 年 2 月に策定された「高梁市債権管理マニュアル」に基づく取り組みを通じて一定の成果が上がっているが、所属により温度差がある。引き続き、職員の研修会や学習会等の開催、財産調査や強制執行等にも取り組むなどし、徴収目標を達成され未収金の縮減に努められたい。

(3) 公共施設の適正配置とサービスの統一について

公共施設の維持管理に係る経費は膨大であり、これを縮減することは大きな課題である。施設の整理統合を進めるとともに、跡地の処分を確実に行う必要がある。7 月豪雨災害により市の財政が逼迫することからも、早急に取り組まれない。

また、公共施設は、同じ基準をもって公平にサービスの提供を行わなければならないが、有償無償の差がある施設も見受けられた。使用料や利用料は遅滞なく適時に見直し、サービスの統一に取り組まれない。

(4) 職員の健康管理について

長時間の超過勤務を行う部署や、休職者等がある部署が見られる。仕事量や勤務状況を的確に把握し、職員の健康管理に努められたい。

(5) 物品購入、役務業務に係る契約事務について

見積依頼文に消費税の記入方法、予定価格に達しないときの扱い、支払時期等

の見積提出要件又は契約要件を記載することなく、見積徴取され契約締結されている事例が多く所属で見られた。

また、契約書が旧様式のままの事例も見られるので、契約書作成においては監理課からの通知文書を再確認され、特に公平性確保が図れるよう、適切な契約事務をされたい。

(6) 指定管理者制度に係る事務執行について

指定管理者制度を活用した公の施設の管理については、地方自治法、条例及び規則に基づき各施設管理担当課により行われている。しかし、協定書等の内容や事務取扱方法が担当課ごとに異なっているのが現状である。適切な管理業務が行われるよう基準や基本様式の作成など統一し、総括部署を明らかにして監督指導されるよう改善されたい。

(7) 補助金の適正な取り扱いについて

各種補助金については、これまでの実績から安易に支出するのではなく、補助金そのものを随時見直すことが必要である。

また、基本的には交付要綱等に基づき事務を行っているが、取扱内規の不備や一部手続きが省略されている案件が見られた。適正な運用及び根拠の明確化と公平性の確保に努められたい。

(8) 法令遵守と内部統制について

法令の遵守は当然のことであるが、漫然と過去の踏襲を繰り返すことで、無意識のうちに不適切な事務処理を行ってしまう可能性がある。小さな過ちから、法令違反や大きな不祥事に繋がることを認識し、常に個々の業務を点検・見直すとともに、内部のチェック体制、管理体制を再確認され、個々の意識の向上と組織力の向上に鋭意努められたい。

(9) 災害からの復旧と復興に向けて

平成30年7月豪雨災害により、高梁市は甚大な被害を受けた。想定をはるかに超える未曾有の災害であり、そのダメージは市民の記憶に深く刻み込まれた。

また、財政調整基金が災害復旧の財源として繰り出されることで枯渇寸前になるなど、財政は極めて厳しいものとなっている。

今こそ高梁市は効果的、効率的な運営を意識し、市民と職員が一丸となり、英知を結集し復旧と復興にまい進されることを期待するものである。

2 個別事項について

今回の定期監査において、各部署ごとに課題・問題と認識すべき指摘事項を意見として記述する。その指摘事項に対して、改善措置を講じた場合には、その旨を監査委員に通知されたい。通知された場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表する。(地方自治法第199条第12項)

なお、改善措置の有無については、以後の監査等において確認する。早期改善に努められたい。

指摘事項については、次の区分によるものである。

・「改善」(改善が必要なもの)

- ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
- イ 予算を目的外に支出しているもの
- ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
- エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
- オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの

・「検討」(検討を要するもの)

- ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整等を要するもの
- イ 予算措置上又は制度上の不備等で検討を要するもの

・「注意」(注意すべきもの)

- ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなど軽易な誤りのもの
- イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

市長直轄

(1) 秘書広報課（大学連携室、歴史まちづくり室）

「検討」

- ① 奨学金について、支給時期が遅れることのないよう支給要綱に基づき適正に処理されたい。

「注意」

- ① 補助金について、変更手続きなど必要な行為は交付要綱に基づき適正に処理されたい。

(2) 復興対策課

「注意」

- ① 災害に係る窓口対応や対策事業について、組織機構等の変更があっても被災者に影響がないようスムーズに引き継がれるようにされたい。

総務部

(1) 総務課

「検討」

- ① 指定管理に係る手続き等は各担当課において行われているが、協定書の内容や報告書等の取扱い、履行確認状況などが不十分であり、市として統一した基準が必要と思われる。担当部署を明らかにして指導・監督されたい。

「注意」

- ① 長時間の超過勤務については、引き続き適正な人員配置、関係部・課内外の連携を図り、職員の健康管理に努められたい。
- ② 人材育成について、引き続き、研修施設や民間企業への派遣、独自の集合研修を開催するとともに、所属長には職場内での職員指導・育成の充実を図るように示されたい。
- ③ 災害時において、防災ラジオの有効性が評価されていた。普及率の向上に取り組まれたい。
- ④ この度の災害対応を十分に検証され、今後の災害等に活かすように努められたい。

(2) 理財課

「注意」

- ① 公共施設等総合管理計画に基づく再編計画の策定については、適正な配置になるように取り組まれない。
- ② 行財政改革について、引き続き努力されたい。

(3) 税務課

「注意」

- ① 市税の未収金の管理・回収について、様々な取り組みにより、一定の成果が上がっている。引き続き、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれない。
- ② 土地課税誤りについては、システム受託者が一部のプログラム処理を行えていなかったものではあったが、市への信用問題でもあるため、市の検収精度の向上を図ることにより再発防止に努められたい。

(4) 監理課

「注意」

- ① 引き続き適時に研修等を行い、関係職員の知識と技術の向上に努められたい。
- ② 物品購入及び役務等に係る随意契約および見積徴収について、多くの所属で書類の不備等が見られる。今一度周知されたい。

産 業 経 済 部

(1) 農林課（農業振興センター等を含む）

「注意」

- ① 薬用作物について、生産者、関係機関などと一層連携し、収益モデルを確立し、目標とする収穫量達成に向け取り組まれない。
- ② 畑地かんがい施設の適正な維持管理及び未収金の適正管理に努められたい。

(2) 産業観光課（働く婦人の家等を含む）

「注意」

- ① 有漢工業団地への企業誘致活動を積極的に図り、雇用の確保に努められたい。

(3) 建設課

「注意」

- ① 工事請負や測量設計委託等事業実施にあたっては、事前の現場確認、地元調整、計画の精査、関係機関・部署との協議・連携等を徹底されたい。
- ② 道路は、生活に密着した重要な施設であり、安全・安心の確保も含め維持管理に万全を尽くされたい。

(4) まちづくり課

「注意」

- ① 未収金の管理・回収について、引き続き、債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。

(5) 上下水道課

「注意」

- ① 水道事業の健全経営の維持のために、引き続き、計画的な老朽管の更新、有収率の向上に努力されたい。
- ② 災害に強い施設の建設および改修に努められたい。
- ③ 未収金の管理・回収について、引き続き、債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。

(6) 西部土木事務所

「注意」

- ① 工事請負等において、引き続き、事前の現場確認、地元調整、関係機関・部署との協議、連携等を徹底されたい。

(7) 岡山道4車線化推進室

「注意」

- ① 委託料の変更契約額が大きい案件があった。適切な事務処理と、早期完了をめざし計画的な進行管理に努められたい。

市民生活部

(1) 市民課（コミュニティプラザを含む）

「注意」

- ① 公共交通の確保は重要な課題であるが、最小の経費で最大の効果を上げるようにされたい。
- ② 指定管理について、必要に応じ協定書および契約書の見直しを行い、適正な事務執行に努められたい。

(2) 住もうよ高梁推進課（各地域市民センターを含む）

「注意」

- ① 移住・定住の諸施策について、事業の効果の検証を行いながら、常に内容の見直し等を行われ、更なる事業の推進に取り組まれたい。
- ② 出先機関の公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

(3) 環境課（高梁市斎場を含む）

「注意」

- ① この度の災害で、業務内容が一部変更となったが変更契約されないままの案件が見られた。適切な事務処理に努められたい。
- ② 公金について、引き続き適正な管理に努められたい。
- ③ 未収金の管理・回収について、引き続き、取組方針や管理マニュアルに基づき、積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。

(4) 有漢地域局

「検討」

- ① 見積依頼文が作成されず、提出された見積書の内容も統一性がないものが

見られるので、事務処理の見直しを検討されたい。

(5) 成羽地域局（各成羽地域連絡所を含む）

「検討」

- ① 補助金については、過去にとらわれず随時見直しを行い適正な執行となるよう検討されたい。

(6) 川上地域局

「注意」

- ① 指定管理における実績報告書について、受託者の他管理施設を含んだ内容の記載が見られるため、適切に取り扱われるよう指導されたい。

(7) 備中地域局

「注意」

- ① 指定管理における実績報告書について、受託者の他管理施設を含んだ内容の記載が見られるため、適切に取り扱われるよう指導されたい。

健康福祉部

(1) 健康づくり課（保健センターを含む）

「改善」

- ① 指定管理における報告書提出時期については、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に準じるように改善されたい。

(2) 福祉課（鶴寿荘、成羽デイサービスセンター、長寿園、成羽川荘を含む）

「注意」

- ① 補助金の変更手続きや支払い方法について、交付要綱等に基づいた適正な事務執行に努められたい。
- ② 老人ホーム・こども園の新築に伴う跡地の処分については、確実に行うようにされたい。

(3) こども未来課（各児童館・学童保育・保育園・こども園・幼稚園等を含む）

「注意」

- ① 各施設の出張旅費について、精算が数か月遅れで処理されることが多々見受けれる。適正な事務処理の徹底に努められたい。
- ② 出先機関の準公金について、引き続き適正な管理に努められたい。
- ③ 老人ホーム・こども園の新築に伴う跡地の処分については、確実にを行うようにされたい。

(4) 医療連携課（診療所を含む）

「注意」

- ① 高梁市地域医療計画について、関係機関と連携し計画達成するよう努められたい。

消防本部（消防総務課・予防課・警防課・消防署・西分駐所）

「注意」

- ① 補助金事務については、要綱等に基づき適切に取り扱われたい。

国民健康保険成羽病院

「注意」

- ① 平成29年3月に策定された病院改革プランの着実な実行により、一層の経営改善に取り組まれたい。
- ② 未収金に関して、高梁市債権管理マニュアルに基づき、適切に対応され、解消に向け積極的、計画的に鋭意取り組まれたい。
- ③ 超過勤務命令について、事後申請が多くみられるので注意されたい。

会計（会計課）

「注意」

- ① 会計事務の手引き等により各部署への指導を徹底され、効率的な会計事務の執行を図られたい。
- ② 公金について、引き続き適正な管理に努められたい。

教育委員会事務局

(1) 学校教育課（各小・中・高等学校等を含む）

「注意」

- ① 各学校との連絡を十分にされ、事務処理に遺漏のないように努められたい。

(2) 社会教育課（各図書館、各郷土資料館、各公民館等を含む）

「注意」

- ① 旧吹屋小学校の活用方法について、関係部署と協議され早急に方向性をだすように努められたい。
- ② 高梁市図書館が行う利用者満足度調査（利用者アンケート）の結果を活用するなどし、図書館の利用増進に努められたい。また、周辺観光にも利用できるよう情報提供にも努められたい。
- ③ 指定管理施設の業務実施状況を常に把握し、適正な運営が実施されるように努められたい。

(3) スポーツ振興課（市民体育館、勤労青少年ホーム等を含む）

「注意」

- ① 見積書の依頼は、公平性確保が図られるよう適切な事務処理に努められたい。
- ② 各種団体の運営方法について、自主運営できるように指導されたい。

(4) 文化センター

「改善」

- ① 総合文化会館、文化交流館の舞台機器等操作管理業務について、積算を十分行うとともに、契約方法についても検討を行われたい。

「注意」

- ① 各種公演にかかる契約について、適正な事務執行に努められたい。